



平成25年度
第2回 日本一の健康長寿県構想推進会議
(H25.9.4)

補足説明資料

1 福祉分野(1~24ページ)

- ・地域支援事業への移行(介護保険制度改革)
- ・地域における認知症の人と家族への支援
- ・福祉・介護人材の確保対策
- ・非行防止対策の推進【別添】
- ・未婚化・晚婚化対策の推進、子ども・子育て支援施策の充実
- ・障害者の就労促進と施設利用者の工賃アップ
- ・こうち支え合いチャレンジプロジェクトの推進

2 南海地震対策(25~32ページ)

- ・福祉避難所の整備促進、災害時要援護者の支援体制の整備

プログラム法案の骨子等

制度上の位置の見直し

□所得の多い人の負担を増やし、症状の軽い人への保険給付の範囲を適正化(抑制)

□地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

- ・在宅医療と介護の連携強化

- ・認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり

- ・低所得者高齢者の住まいの確保

□制度改正は第6期介護保険事業計画及び介護報酬改訂と同時実施(2015~)

1 制度上の位置の見直し

○要支援者(1・2)へのサービスを保険給付から除外(150万人:4,500億円)

- ・市町村による地域支援事業へ段階的に移行

○特別養護老人ホームの入所者を中心度者(要介護3以上)に限定

- ・要介護1・2の高齢者の新規入所を制限

○低所得者の居住費・食費などの施設利用費補助(補足給付)の適用厳格化

- ・所有資産への基準額の設定等

2 利用者負担の見直し

○高所得者の利用者負担の引き上げ(1→2割)

○高所得者の自己負担上限額の引き上げ(37,200→44,400円)

- ・夫婦(年収520万円超)、単身世帯(383万円超)などで検討

3 保険料の見直し

○1号被保険者のうち低所得者にかかる保険料の軽減措置の拡充

- ・住民税非課税世帯の保険料の軽減措置(1,300億円)

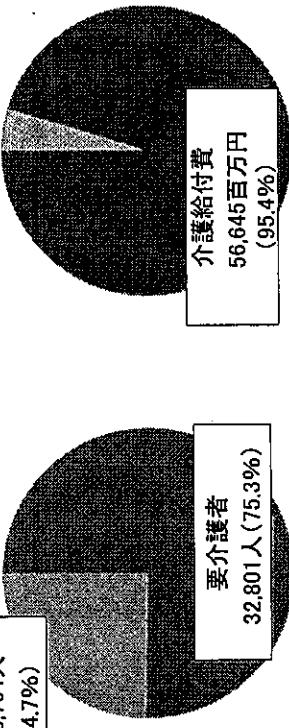
○2号被保険者の介護納付金(保険料)に総報酬割を導入

- ・健保(+84億円)、共済(+793億円)、協会けんぽ(▲1,653億円:国費▲1,200億円)

<参考>

(1)要介護(要支援)認定者数等の状況(高知県)

要支援者 10,764人 (24.7%)	要介護者 32,801人(75.3%)
----------------------------	------------------------



予防給付費 2,738百万円 (4.6%)	<認定者数(H24.3月末):43,565人>	<H23年度保険給付費:59,403百万円>	出典:平成23年度介護保険事業状況報告年報
-----------------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------

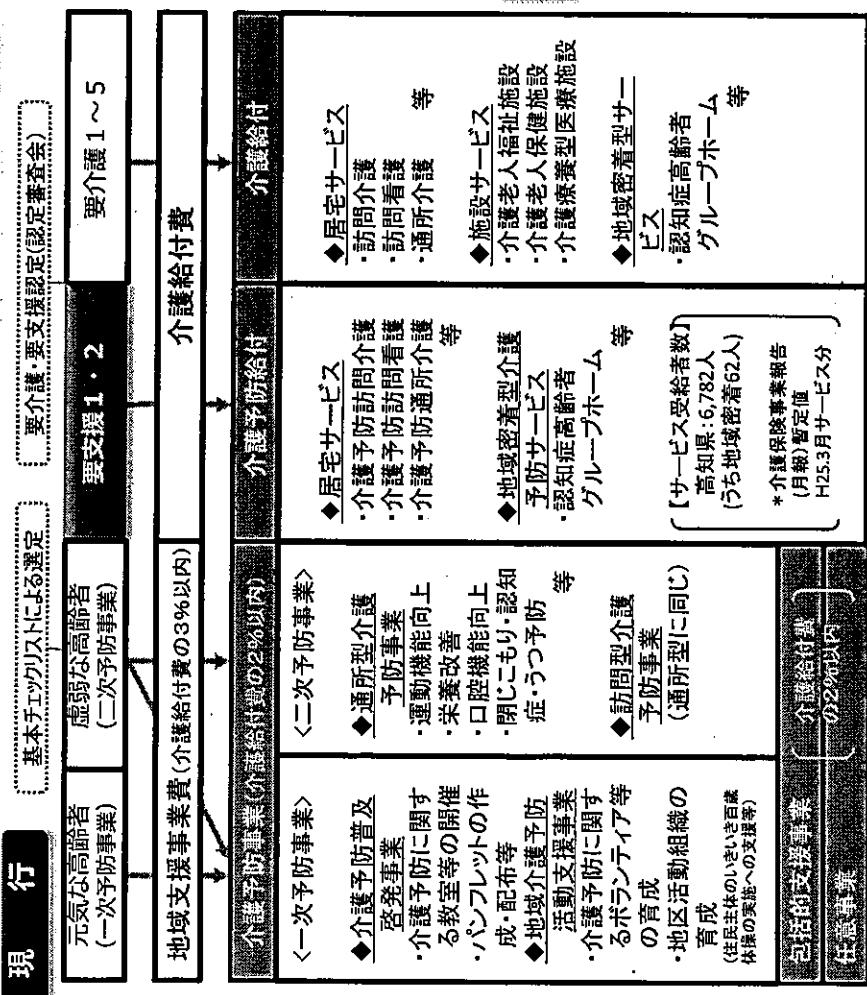
要介護1、2 214人(5.9%)	(高知県)	(高知県)
----------------------	-------	-------



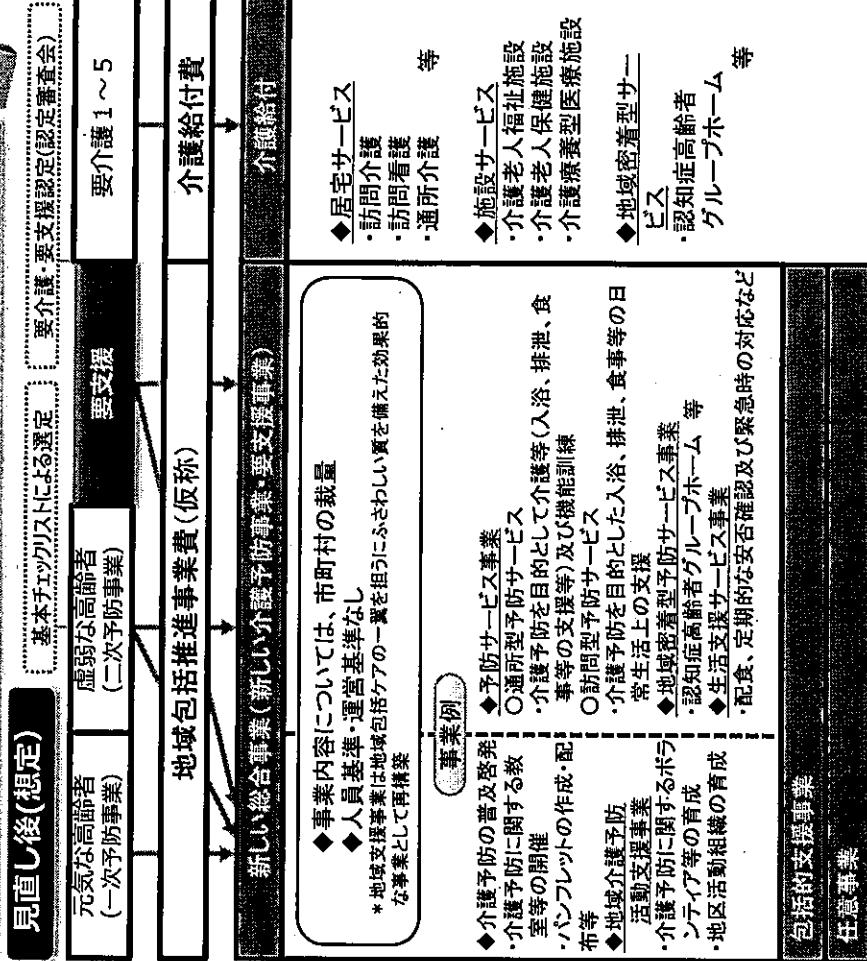
※H24.3月分の介護報酬 明細書の件数 <入所者数:3,624人>	出典:介護保険事業状況報告
--	---------------

要支援者に対する介護予防給付の見直しについて

○要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら、新たな地域包括推進事業(仮称)に段階的に移行していくべき(H25.8.6 社会保険制度改革国民会議報告書)



見直し後(想定)



題目

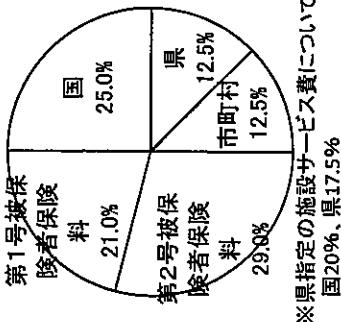
【受け皿整備に向けた検討事項】

- ・必要なサービスの種類と内容
- ・サービス提供主体の具体化
- ・サービスの価格、事業費
- ・住民参加の方法

令條の方向性

- 市町村の受け皿整備にむけた具体的な取組の推進
- ・モデル事業の実施
- 第6期介護保険事業計画策定における検討への支援
- ・先進取組自治体の情報提供
- ・日常生活圏ニーズ調査分析等への支援

現在の負担割合



※系指定の施設リモート監視による、

民間のサービス資源の少ない中山間地域等での地域の実情に応じた検討が必要

- ①地盤構造等外傷予防サービスの利活用者
- ②訪問型・通所型予防サービスの提供体制
- ③生活支援サービス事業のしくみ

地域における認知症の人と家族への支援

高齢者福祉課



課題 1

- 全国の65歳以上高齢者うち認知症の人は15%との調査結果も出された中、認知症対策はすべての市町村において今後重点的に取り組むべき課題であり、県としても積極的な支援に取り組むことが必要である。

【現状】

- 認知症施策の企画調整等を行い、認知症の人とその家族への支援体制を構築する「認知症地域支援推進員」を設置している市町村
⇒ 2市町のみ（四万十市、中土佐町）

【今後の方向性】

- 平成26年度より、地域支援事業のメニューとして、「認知症地域支援推進員設置促進事業」が追加されることから、事業を活用した、市町村による支援体制の構築に向けた支援していく。
- 介護保険制度の見直しの中で、要支援者の予防給付を地域支援事業に移行することなどが検討されている。認知症グループホーム、認知症対応型通所介護など認知症の方へのサービス確保に向けて、市町村の取組を支援していく。

課題 2

- 認知症対応力の向上に向けて認知症の人や家族への支援を担う医療・介護サービスの人材確保・育成の取組を強化する必要がある。

【現状】

- 職能団体と協働で、認知症対応力向上研修を実施
 - ・高知県医師会
 - ・高知県歯科医師会
 - ・高知県看護協会

【今後の方向性】

- 上記の団体に加えて様々な職能団体等と協働で、認知症支援に関する知識・技術の向上を図る研修等を実施する
 - ・高知県社会福祉士会
 - ・高知県医療ソーシャルワーカー協会
 - ・高知県

今後の取組

①市町村の取組への支援

②職能団体との協働による人材育成

課題 3

- 早期発見と早期のケアが重要であり、県としても認知症の初期の段階から適切な支援が可能なシステムを地域地域において構築する必要がある。

【現状】

- 「もの忘れ・認知症相談医（こうちオレンジドクター）」登録制度を創設
 - 目的 高齢者等が日頃から受診する主担当医（かかりつけ医）に、認知症について気軽に相談でき、より早い段階で適切な医療・介護のサービスを提供できる体制を整備する
 - 登録者 公表に同意したサポート医養成研修及び介護医認知症対応力向上研修を修了した医師
 - 役割 公民からのもの忘れ・認知症に関する相談への対応、その他必要な支援
 - 公表 ホームページなどで公表
 - 公表 「オレンジドクター」は院内に「オレンジドクター」のステッカーを掲示

こうちオレンジドクター

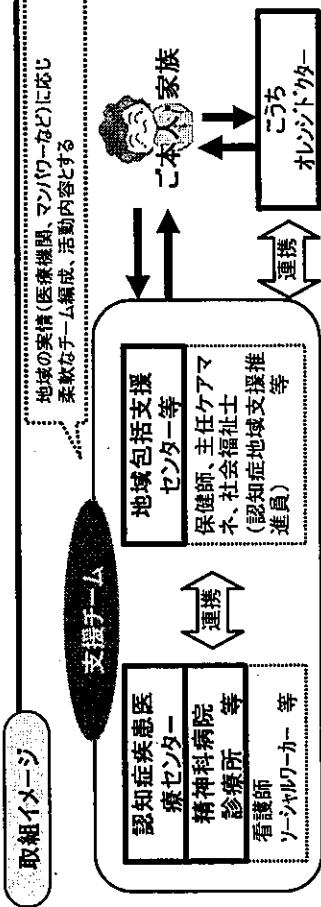
サポート医	かかりつけ医	医修了者
安芸		2
中央東		7
高知市		5
中央西		2
高幡		1
幡多		3
合計		20
		179

H25.9.2 現在の状況

- 研修修了実人数：331名
- 名簿登録同意者：182名
(こうちオレンジドクター)

【今後の方向性】

- 認知症の初期で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い、適切な支援を行なうしくみを市町村と検討する。



市町村の平成26年度予算編成、第6期介護保険事業計画の策定に向けて、国との動向などを踏まえた説明会及び意見交換を行い、具体的な取組につなげる

認知症の人や家族の支援を担う人材育成のための研修実施に向けた職能団体との協議

福祉・介護人材の確保対策

地域福祉政策課・高齢者福祉課

現状及び課題

・離職率が高い

・介護職員の約3割は、介護の経験が3年末満

・職種や雇用形態、
地域によって求人
難が続いている

・第5期介護保険事業支援計画（H24～26）に基
づく約700人の人材ニーズへの対応が必要

・研修で学んだことが職場に十分浸透していない
・規模事業所からの研修参加が十分でない

現在の取組状況

人材確保

- ◆福祉人材センターによる福祉・介護人材マッチング
- ◆就職説明会開催、人材無料紹介、相談対応、事業所・学校訪問、職場体験、養成校体験入学、ハローワークでの相談対応、中山間地域等での就職面接会開催など
- ◆中山間地域ホームヘルパー養成研修開催支援
- ◆介護の仕事のイメージアップのための普及啓発
- ◆パンフレット・進路指導手引書の作成
- ◆テレビ番組「とびだせ!!高知のヘルプマン！」制作
- ◆起業支援型地域雇用創造事業の活用
- ◆イベント「こうち介護の日2013」の開催

【他部局における取組】

- ◆高知家ブロモーションとの連携による移住者確保
- ◆リターン説明会における情報提供
- ◆「幸せ移住パッケージシステム」への福祉人材センターの求人情報の提供
- ◆高知高等技術学校における職業訓練の実施
- ◆県立高等学校における介護職員初任者研修の実施
- ◆人材育成

今後の方針性

本県の「人材確保」のための対策は、国

の基金事業の活用等により、国の介護保
険部会でも紹介されるなど相当充実

福社・介護職場の人材確保・育成・定着
の好循環をめざした対策（啓発）の重視

- ①離職の防止
- ②中堅職のモチベーションアップ
- ③小規模事業所への働きかけが強化
- ④職能団体等が実施する自主的取組
に対する支援の普及

- ◆センター研修等への参加強化
- ◆職場研修の実施支援の強化

- 職場自体の魅力向上
- 福祉・介護サービスの質的向上

今後の取組

H25
～9月
10～12月
1～3月

- ◆セントラル運営委
協議調整
経営者協・老施協研修
意見交換
- ◆セントラル運営委
職能団体等との
指導研修
- ◆セントラル運営委
福社人材
センター・
福社研修
センター等
との協議・
啓発

- ◆介護事業者向けのチラシ送付、新聞オーディ配布

- ◆介護専門員研修（専門・更新・主任・基礎・実務）
- ◆介護事業所実績調査
（とびだせ!!高知のヘルプマン！放送
対話と実行隊員会
実践放の学生等）
- ◆その他

H26
～9月
10～12月
1～3月

- ◆人材確保・育成
・定着の好循環
をめざした対策
を一括的に展開
- ◆福社人材
センター・
福社研修
センター等
の関係団体等
との
成功イメージ
の共有

- ◆基金事業の動向を
踏まえた対策の実施

進准の策策對化婚姻。未

の独身者の多様なニーズに応じた出会いの機会の提供
の出会い・結婚相談情報の充実

事業の目的

これまでの取り組みと成果

出会いの機会の提供

【出会い系・結婚応援情報の提供】	
H22～	出会い系サイトの開設
H24～	メールマガジン開始
H23年度	アカセス数 37,597件 → H24年度 53,635件
H24.8末	登録者 361人

成 (各地域での小規模イベント) ↑ (H19～H24年度)
催 (大規模イベント) ↑ (H21～H24年度)
（イベント） ↑ (H21～H24年度) イベント数99回、
（おわせ） ↑ (~H25.3末) 相談1,947件、引き合わ

【出会い・結婚応援情報の提供】	→	H23年度 37,597件	→ H24年度 53,635件
H22~ 出会い応援サイトの開設	→	アクセス数 361人 (H25.8末)	
H24~ メールマガジン開始	→	登録者 361人 (H25.8末)	
H25~ ハーフバトル作成 (3万部)	→	フェイスブックページ開設	

暗

卷之三

・現在は当社アンケートによる手

多様なイベント数は増加したが、まだまだ不足
多様なニーズに応じた多種多様なイベントが必要
独身者層に所込みする独身者がまだまだ多い
気候に参画できるイベントが必要
気候に適応するイベント開催が少ない
会員登録のための手続きが少し長い

卷之三

不足（研修による育成が少
ヨン力（傾聴、自己PR）

③ 独身者のスキルアップ研修の実施 口県主催の研修の実施
口企業・団体による職員への研修（子育て支援）

④ 情報サポーター活動の拡張強化

- ・相談対応力の強化、相談活動への支援（則言等）
- ・市町村や地域住民への活動内容の周知と協力の要請

事業の直面

卷之三

※県事業に対する求められているもの（期待）

- 独身者の登録制度（Web申込）による、よりきめ細やかな支援の実施**
- 独身者の登録条件に会員登録を導入。
□ 独身者の県事業等への参加の条件に会員登録を導入。
- ◆ 個人権イヘント申込、サイト掲載イヘント申込、婚姻ガバターチーム申込、独身者のスキルアップ研修参加など
- ◆ 登録制によつて、県事業へ参 加した独身者の成婚状況等の把握が可能となる。
- ◆ 登録者のニーズに応じた情報の提供（事業案内等）やタイムリーなイベント情報の提供が可能となる。

◆登録者のニーズのみ記述が可能となり、登録者のニーズに応じたイベントの充実

- ・多種多様なイベント開催（異業種交流イベント、レスタイル、レストラン、料理教室、スポーツクラブ、市町村、企業、団体など）
- ・会員登録への応援や商工会体での実施内容での会員促進イベント
- ・会員登録制度による開業支援、県サイトシステムでの参加申込受付、各種等作成などによるイベントの充実
- ・会員登録制度による開業支援、県サイトシステムでの参加申込受付、各種等作成などによるイベントの充実

卷之三

□団体等への出会い補助金のメニューに研修を追加
□主催者会とのセットでの実施
□研修の実施及び回数を支援

卷之三

研究会の実施及び回答	参考：相談者 358名（H25.3.31現在）
団体への出金補助金制度を支援	団体等への出金補助金制度の設置
団体への出金補助金制度を支援	団体等への出金補助金制度の設置

地域子育て支援拠点等の交流の場への支援の拡充について

H25年9月4日

少子対策課

現状

・核家族化とともに、地域コミュニティの希薄化が進む中、1人で子育てを担わなければならない母親が増加

・その不安や負担感、孤立感などから、多くの子どもたちを持つことを理屈とはしながらも、なかなかが次に踏み出せないという声も聞かれる。

課題

・本県の中山間地域では、そもそも対象となる子どもの数が少なく、常勤職員を置く地域子育て支援センターの常設は難しいといった理由などから、市では全11市が設置であるものの、町村での設置は、全体の半数以下といふ状況となっている。

地域子育て支援センターの設置

市町村の具体的な取組として

地域子育て支援センターの設置

・子育てに伴う負担感を軽減するために、身近な地域で相談や、子育て中の親子が交流を深める拠点施設として、市町村は「地域子育て支援センター」を設置。
※このような地域子育て支援センターの運営経費等については、国の「安心こども基金」の対象事業とみなっており、運営費等の2分の1に基金が充当される。

- ・21市町村で42施設設置・未設置は13町村
東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大豊町、大川村、梼原町、津野町、大町、三原村

<地域子育て支援拠点事業の補助の条件>

週3回以上かつ1日5時間以上の開設
子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置
(非常勤でも可)

・常設の施設を持たず、月数回の子育て相談事業（相談、遊び場・交流の場の提供）の開催などの子育て支援を実施している町村には、国からの財政支援はない。

地域子育て支援センター未設置の町村では…

保健福祉センターなどの子育て相談事業の開催

・常設の施設を持たず、月数回の子育て相談事業（相談、遊び場・交流の場の提供）の開催などの子育て支援を実施している町村には、国からの財政支援はない。

平成26年度の取組の方針性

●地域子育て支援センターや定期的な子育て相談事業等、地域での交流の場への支援の拡充

○支援センターに対する支援（県事業）
・専門性（児童福祉法による保護者等の必要な保護者等の相談等）の向上のため、職員研修の充実
→利用者の信頼づけによる

○定期的な子育て相談事業への支援（県事業）
・常設型の施設を設置できない町村における事業と同等の子育て相談事業の実施（遊び場等の場の提供）
→支援を行なう

●子育てサポートの拡充

交流会、情報交換会の開催

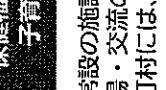
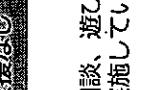
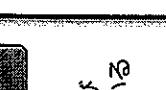
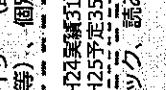
・H24実績 全体回、地域別11回
・H25予定 全体4回、地域別11回

●子育てサークル等のネットワークづくり及び活動支援

・H24実績 38回
・H25予定 39回
・「内閣」県が委嘱する子育て支援アドバイザー（助産師）、個別相談
・実技（ペディマッサージ、スキンシップ等）、講話、

●子育て講座の実施

・H24実績31回
・H25予定35回
・「内閣」子育て支援団体による、リトミック、読み聞かせ、子どもの育ちとおしゃべりの開催



障害者の就労促進と施設利用者の工賃アップに向けた今後の取組

【障害保健福祉課】

障害者の就労促進

「緊急雇用創出臨時特例基金」を活用した「起業支援型地域雇用創造事業」による新たな取組

1 障害者が働き続けられるための仕組み(企業側への支援)

- ・企業側に立った「(仮)障害者雇用支援センター」の開設(10月オープン)

2 法定雇用率引上げ(1.8%→2.0%)及び対象企業の拡大(56人以上→50人以上)への対応

(⇒ 障害者の雇用経験の少ない小規模企業の増加)

- ・障害者雇用支援機関と県酒造組合が連携して、土佐の地酒を一堂に紹介し、味わえる「高知家」を開設。店舗スタッフとして障害者を雇用する。この店舗を土佐酒の情報発信基地とすることにより、県内各地の酒造会社における障害者の職場実習の受入れや雇用を促進する。

11月:高知市柳町にオープン(予定)

施設利用者の工賃アップ



1 障害者優先調達推進法の施行(H25. 4~)を契機とした取組

国の動き

- ・H25.4.23 基本方針の閣議決定
国、地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、民間への取組みの輪を広げ、施設等からの物品等に対する国内需要を推進する
- ・H25.8.8 基本方針に基づき厚生労働省がH25年度調達方針を公表

県の取組

(1) H24年度県の発注実績の調査結果

☆部局別の発注動向

部局	H23年度	H24年度	備考
議会事務局	218千円	211千円	
総務部	1,573千円	1,399千円	広報誌配布用封筒印刷、封入
危機管理部	40千円	37千円	
健康政策部	3,778千円	2,882千円	H23:データ入力 1720千円
地域福祉部	11,248千円	5,916千円	H23:点字ブロック調査 3,900千円
文化生活部	226千円	321千円	
産業振興推進部	928千円	962千円	
商工労働部	294千円	362千円	
観光振興部	823千円	23千円	
農業振興部	325千円	7,970千円	H24:土佐茶PR 7,651千円
林業振興・環境部	699千円	1,075千円	
水産振興部	189千円	182千円	
土木部	548千円	235千円	
会計管理局	千円	千円	
公営企業局	1,563千円	1,720千円	病院印刷物専用用紙
教育委員会	496千円	1,098千円	
警察	千円	2,441千円	
各種委員会	15千円	49千円	
計	22,963千円	26,882千円	

(2) 高知県の調達方針(案)の概要(H25年度)

(参考資料)

- (1) 調達方針の適用範囲 高知県のすべての組織
- (2) 調達目標 全体額で前年度実績を上回る
- (3) 調達推進方法
 - ・施設等の提供能力に合わせた納入条件等の配慮
 - ・施設の提供可能物品等の情報を全所属へ配信(随時)
- (4) 調達実績の公表 会計年度終了後、速やかに部局別調達実績を公表
- (5) その他
 - ・県主催行事等における配慮(イベント等の小間の公募等を行う際、施設等へ情報提供)
 - ・業務委託先等における配慮(施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める)
 - ・職員の私的購入等における配慮(職員個人、親睦会等が購入を心掛ける)

* 市町村…県と同様に方針の策定、実績の取りまとめ(公表)を行う(法第9条)

県内の市町村の策定状況(H25. 8. 30現在)

・策定済: 大豊町、土佐市

・策定中: 中土佐町(9月中)、高知市、いの町(10月) 他の市町村は、年内中には策定見込み

(3) 調達方針の着実な実行のための具体的な取組み

施設の受注可能業務資料を各所属に配布(H25.9)

(障害者就労支援チームに各所属からの調達に関する相談窓口を設置)

各保健福祉圏域ごとに、県機関に対する調達方針説明会・施設とのマッチング会を開催(H25.9~10)

H25.4~12の発注実績を調査・分析(H26.1)

H26年度調達方針作成・公表(H26.3)

H25年度の実績を公表(H26.7頃)



2 企業・県民への啓発と事業所への支援

- (1) 工賃向上アドバイザー活用事例成果発表・即売会(H25.9.19)
おはようこうち、ラジオでも広報

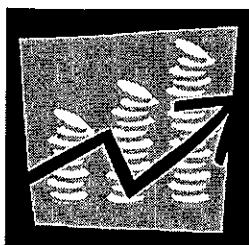
- (2) 共同受注によるイベント等への物品供給体制づくり
ねんりんピック参加者記念品の共同受注
(鳴子、小袋、木製ストラップ 10,000セット、11事業所が受注 約800万円)

- (3) 「起業支援型地域雇用創造事業」による新たな取組
 - ・障害特性に応じた仕事を支援できる指導員の人材育成
(指導員教育プログラムの構築と実践により、収益性の向上(工賃アップ)を図る)
 - ・高知市帯屋町周辺へのアンテナショップ開設(10月頃オープン)

優先調達推進法の施行を契機に障害者施設の物品等の
需要を企業・県民へと拡大



施設利用者の工賃アップ



25年度の目標平均工賃 19,000円／月



(24年度の実績 17,730円／月)

(案)

平成 25 年度高知県障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

1 適用範囲

この方針は、高知県の全組織における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第 2 条第 4 項に定義する施設等（「別紙 1」のとおり）とする。

3 調達する物品等及びその目標

県が施設等から調達する物品等は「別紙 2」のとおりとし、平成 24 年度の調達実績を上回ることを目標とする。

なお、「別紙 2」に記載がない物品等であっても、県が調達可能な物品等であれば、対象とする。

4 調達の実施

施設等からの調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び高知県会計規則（平成 4 年高知県規則第 2 号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく限度額を超える場合は、同項第 3 号に規定する随意契約の特例の制度を活用する。

5 調達の推進方法

- (1) 障害保健福祉課は、施設等から提供可能な物品等の情報について、各所属へ情報提供を行うとともに、各所属からの問合せ窓口を設置する。
- (2) 各所属は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。

(3) 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

6 共同窓口の活用

発注情報の提供や施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等に当たっては、施設等の共同受注窓口として設置している高知県社会就労センター協議会を活用する。

7 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、部局別に公表する。

8 担当窓口

本方針の担当窓口は、地域福祉部障害保健福祉課とする。

9 その他

(1) 県主催行事等における配慮

県の機関が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募を行う場合、障害保健福祉課を通じて、施設等へ情報提供を行う。

(2) 業務委託先等における配慮

県と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先（外郭団体）等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

(3) 職員の私的購入等における配慮

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、施設等からの購入を心掛ける。

別紙1

対象となる施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
 - (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - (2) 就労移行支援事業所
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - (5) 地域活動支援センター
- 2 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- 3 法の政令に基づく事業所
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障害者の雇用者数が5人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- 4 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

別紙2

調達する物品・役務

種別	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繡品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぶり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

調達方針の他県の策定状況及び内容の比較

1 策定状況（H25.8.29現在）

【策定済】栃木県、東京都、埼玉県、静岡県、三重県、富山県、福井県、岡山県、島根県、大分県、長崎県（11都県）

2 他県の調達方針との比較（目標策定が他の県と異なる（東京都、三重県）、工賃向上計画に位置付けているところ（岡山県）、8月29日に策定したばかりでまだ未公表のところ（静岡県）を除く）

	本県	埼玉県	栃木県	富山県	福井県	島根県	大分県	長崎県
適用範囲	全ての組織	本県と同じ						
対象施設	法に基づく障害者就労施設等	本県と同じ（ただし、富山県のみ、県内に所在する施設等に限定）						
対象品目	分野を限定しない	本県と同じ						
調達目標	目標	全体額で前年を上回る H24:約9,000千円 ⇒ H25:18,000千円 (2倍)	H24:7,462千円 ⇒ H25:12,500千円 (+67.5%)	H22～H24の実績平均 (4,179千円) ⇒ H25:13,000千円 (+22.7%)	H24:10,588千円 ⇒ H25:23,000千円 (+10.7%)	H24:20,768千円 ⇒ H25:23,000千円 (+10.7%)	H24:11,994千円 ⇒ H25:19,793千円 (+10%)	H24:11,678千円 ⇒ H25:17,000千円 (+5.5%)
調達推進方法	調達目標	H24:26,882千円	全体額で設定	物品、役務の区分ごとに設定	全額で設定	印刷・情報処理、役務、物品・消耗品、給食、弁当の4つの区分ごとに設定	物品、役務の区分ごとに設定	全額で設定
実績の公表	実績の公表	集計し、部局別に公表	※部局別公表を記載しているところはない。 ※富山県は、年度途中の調達状況の把握など、進行管理に努めることも記載	・施設の提携能力に合わせた納入条件等の配慮	・提供可能物品の情報配信	・指定管理者、県の出資法人に対する理解と協力を求める	・イベント等の情報提供	・県の業務委託先等に對して物品調達の理解と協力を求める ・市町村と連携し、全県的に推進
その他		・イベント等の情報提供 ・業務委託先等に対し、ベースの販売スベースの確保 ・職員個人の心掛け						・職員個人の心掛け

こうち支え合いチャレジプロジェクト 見守りネットワークの構築

1 各市町村ごとに「見守りネットワーク」を可視化（見える化）し、目標を明確化

- ①県、県社協、市町村、市町村社協の4者で作成し、目標を共有
- ②関係者同士（行政、社協、民生委員、児童委員、児童一体）とつながって「見守りネットワーク」の構築を着実に推進
- ③お互いの役割（5W1H）を明確にし、官民一体で実現する

2 課題を早期に発見し、早期に対応するしくみづくり

①課題を発見するしくみづくり

- ・民生委員児童委員、社会福祉協議会、民間事業者、隣近所など、個々の見守り活動をネットワークとしてつなげる
- ・要援護者を地域全体で見守ることで、課題やニーズを早期に発見
- ・災害時要援護者対策と、日頃の見守りを一体的に取り組み、いざという時も安全・安心な地域づくりを目指す

②課題へ対応するしくみづくり

- ・発見された課題が解決につながることが重要であるため、専門機関の連携を図り、地域とともに課題の解決に取り組む

3 各市町村の特徴を生かし、実情に沿ったネットワークの構築を支援

それぞれの地域の実情に沿ったネットワークを支援 ⇒ 特徴を大きく4つの類型に分類

見守りネットワークづくり

- 民生委員や自治会を中心に、地域ごとに見守りネットワークを構築
- 今までの取組を更に強化し、課題を早期に発見する仕組みづくり
- 発見された課題が、行政や社協など専門職に的確につながり、専門職と地域、行政が協働で課題解決を目指す

【市町村】安芸市・東洋町・田野町・奈半利町・安田町・芸西村・香南市・香美市・本山町・仁淀川町・日高村・津野町・四万十市・宿毛市

見守りネットワークづくり + あつたかふれあいセンター

- 特に、過疎高齢化が進む中山間地域においては、「あつたかふれあいセンター」が重要な役割を担っている
- あつたかふれあいセンターが、地域や様々な関係機関と連携することで、地域課題の早期発見・解決の仕組みづくりを進める
- あつたかふれあいセンターが、地域のコーディネーターの役割を担う

【市町村】北川村・馬路村・大豊町・土佐町・大川村

見守りネットワークづくり + 災害時要援護者対策

- 自主防災組織が、見守りネットワークの重要な役割を担う
- 「見守り台帳」と「災害時要援護者台帳」との一体的な作成など、自防災組織や民生委員等が連携して、支援が必要な方を見守る
- 災害時要援護者対策を通じて、日頃の見守り活動に対する地域住民の理解・協力をより一層促進する

【市町村】室戸市・南国市・土佐市・いの町・佐川町・越知町・大月町・黒潮町

見守りネットワークづくり + 国補助金の活用

- 「生活困窮者自立支援モデル事業」を活用し、社協などに相談自立支援事業を委託することで、地域活動を支援する体制の強化を図る
- 「安心生活基盤構築事業」を活用し、孤立しない地域づくりを目指す
- あつかふれあいセンター等を活かして見守りネットワークを構築する

【市町村】高知市・須崎市・中土佐町・四万十町・椿原町・土佐清水市・三原村

本山町における見守りネットワーク

地域福祉政策課

ネットワーク構築の背景

本山町地域活動計画 (社協・民協による計画)

- 平成18年度 1期目の本山町地域福祉計画[平成19年4月～平成24年3月]を策定
・社協、民協、町民連携による住民参加の青写真
・スローガン「ちよつとともにやさしくやさしさがあふれるまち もじやま」
- 平成23年度 2期目の本山町地域福祉計画[平成24年4月～平成29年3月]を策定
(町による計画)
○ いきいきあいあんしん総合福祉計画[平成24年4月～平成29年3月]を策定
・“助け合い”、“支え合い”をキーワードに座談会を通じて策定
- 母の日・父の日及び年末に高齢者を訪問(毎年実施)。
- 原則80歳以上の高齢者を対象に、毎火・木曜日に配食サービスを実施。
- 地域ミニデイの実施(町からの受託事業。現在は、全24地区中12地区で実施。)。
○ いきいきあいセンターの実施(地域ミニデイ実施外の3地区及び保健センターにて補助的に実施。)。
- 緊急通報装置貸与事業(対象となる希望者に貸与、緊急時に連絡員が訪問し安否確認する。)
- 各地区民生委員、協力員及び自主防災組織の活動

地域見守り活動 (地元見守り活動)

- 母の日・父の日及び年末に高齢者を訪問(毎年実施)。
- 原則80歳以上の高齢者を対象に、毎火・木曜日に配食サービスを実施。
- 地域ミニデイの実施(町からの受託事業。現在は、全24地区中12地区で実施。)。
○ いきいきあいセンターの実施(地域ミニデイ実施外の3地区及び保健センターにて補助的に実施。)。
- 緊急通報装置貸与事業(対象となる希望者に貸与、緊急時に連絡員が訪問し安否確認する。)
- 各地区民生委員、協力員及び自主防災組織の活動

(1)三者協定(町、社協、民協)

- ◆ 要援護者台帳と見守り台帳を一体的に整備し、情報の管理・共有を行なう行政と社会福祉協議会、民生委員協議会が連携して行う
- ◆ 必要に応じて、区長・民生委員、自主防災組織に情報提供を提供し、一人ひとりの見守りを行い、地区で要援護者の状況を確認

(2)町、病院(町立)、社会の体制の充実と連携

- ◆ 正職員や専門職の増員により、活動範囲が拡大した専門的な手厚いサポートが可能となりつつあるので、意図的な連携を確認

課題

- ◆ 人間関係による個別の見守りは行なわれているが、人口減少・高齢化により、地域全体で見守るネットワークの構築が必要

取組

- ◆ 社会福祉協議会を中心となり、本山町地域見守りネットワークの構築のイメージを作成し、行税や関係者で共有、官民一体となって取組を進める

- ◆ H25年度は民生委員・区長・自主防災組織による検討会をスタート

- ◆ 官民一体による専門職が連携し、小地域での取組みに参加、支援する専門職のネットワークの構築に取り組む

- ◆ 民生委員・町・社協の情報を共有し、災害時要援護者台帳と平時との支援体制の構築を目指す。

本山町

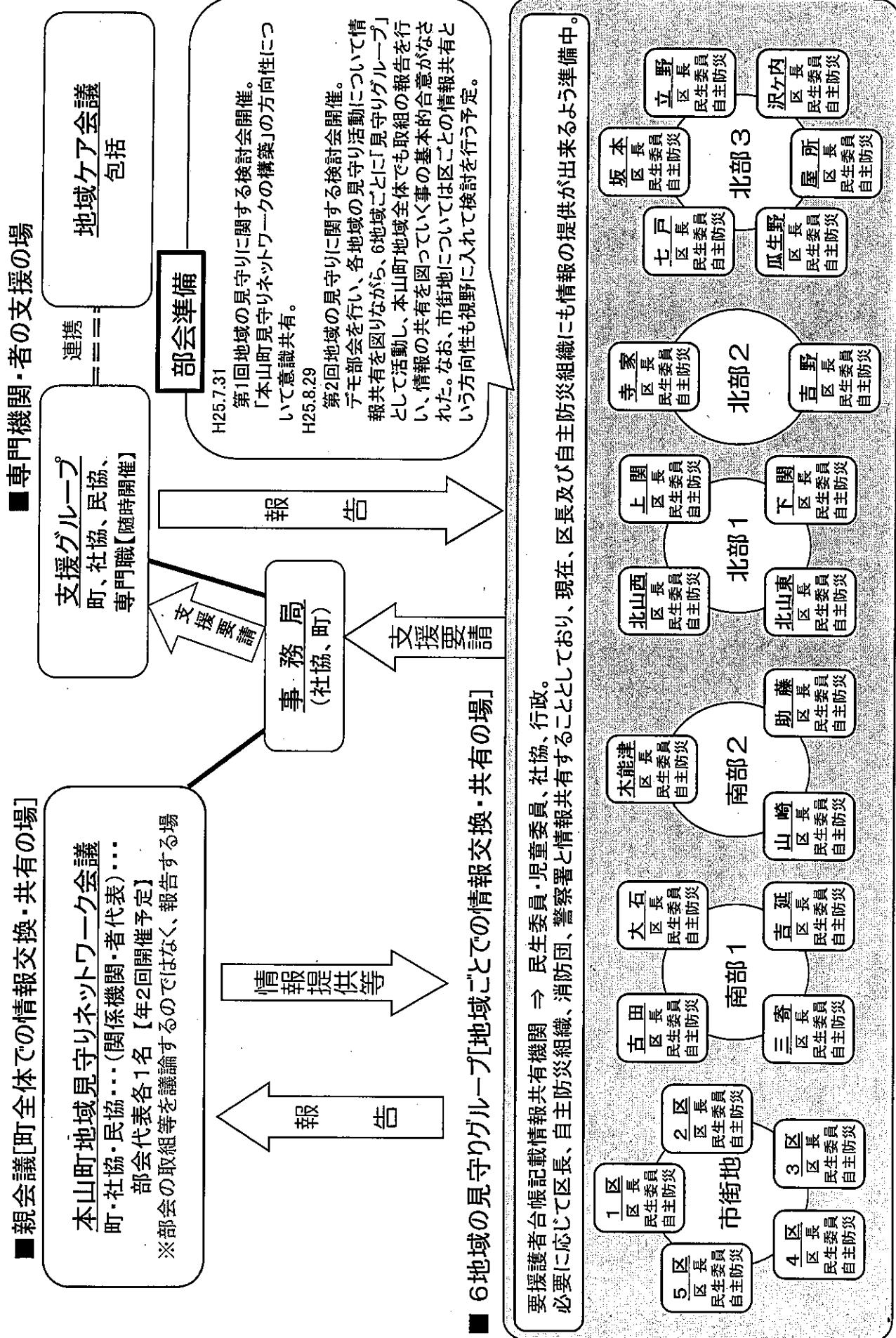
本山町地域見守りネットワーク

[見守りネットワーク(基本型)]

■ 親会議[町全体での情報交換・共有の場]

本山町地域見守りネットワーク会議

※部会の取組等を議論するのではなく、報告する場
部会代表各1名【年2回開催予定】



佐川町における見守りネットワーク

地域福祉政策課

ネットワーク構築の背景

地域福祉計画の策定

- ◆平成19年度に策定した第1期計画に基づき、5地区ごとに「小地域福祉アクションプラン」を策定し、地域福祉を推進
- ◆平成24年度第2期計画の策定を通して、地区部会、社協、行政、各地区の活動拠点、関係団体のより一層の連携が図られた
- ◆尾川地区にあつたかふれあいセンターを設置
- ◆5地区ごとに、「あつたかふれあいセンター」または「集落活動センター」の設置を検討

課題

- ◆自主防災組織と、民生委員を中心とした日頃の見守り活動との連携
- ◆地域活動の拠点（あつたかふれあいセンター）と地域との連携強化
- ◆国の「安心生活基盤構築事業」を活用し、社協を中心に自主防災組織の要援護者台帳・防災マップづくりを支援することで、災害時要援護者対策と、日頃の見守り活動の一一体化を図る
- ◆地域福祉アクションプランの実践を着実に進めため、5地区ごとの活動を、行政や関係者が連携して支援

小地域見守りネットワーク

- ◆5地区ごとの地域活動や集いの場、お元気コーナーサービス、見守り協定締結業者、その他福祉サービスによる見守りの実施
- ◆見守り声かけネットワークの開催（年1回）
 - 包括、サロン、百歳木景のボランティア、JAにこにこ会等
- ◆見守りに関する支援者会議「福祉懇談会」の開催（年1回）
 - 包括支援センター等
- ◆発見された課題解決のため、個別支援検討会議を開催（随時）

災害時要援護者対策

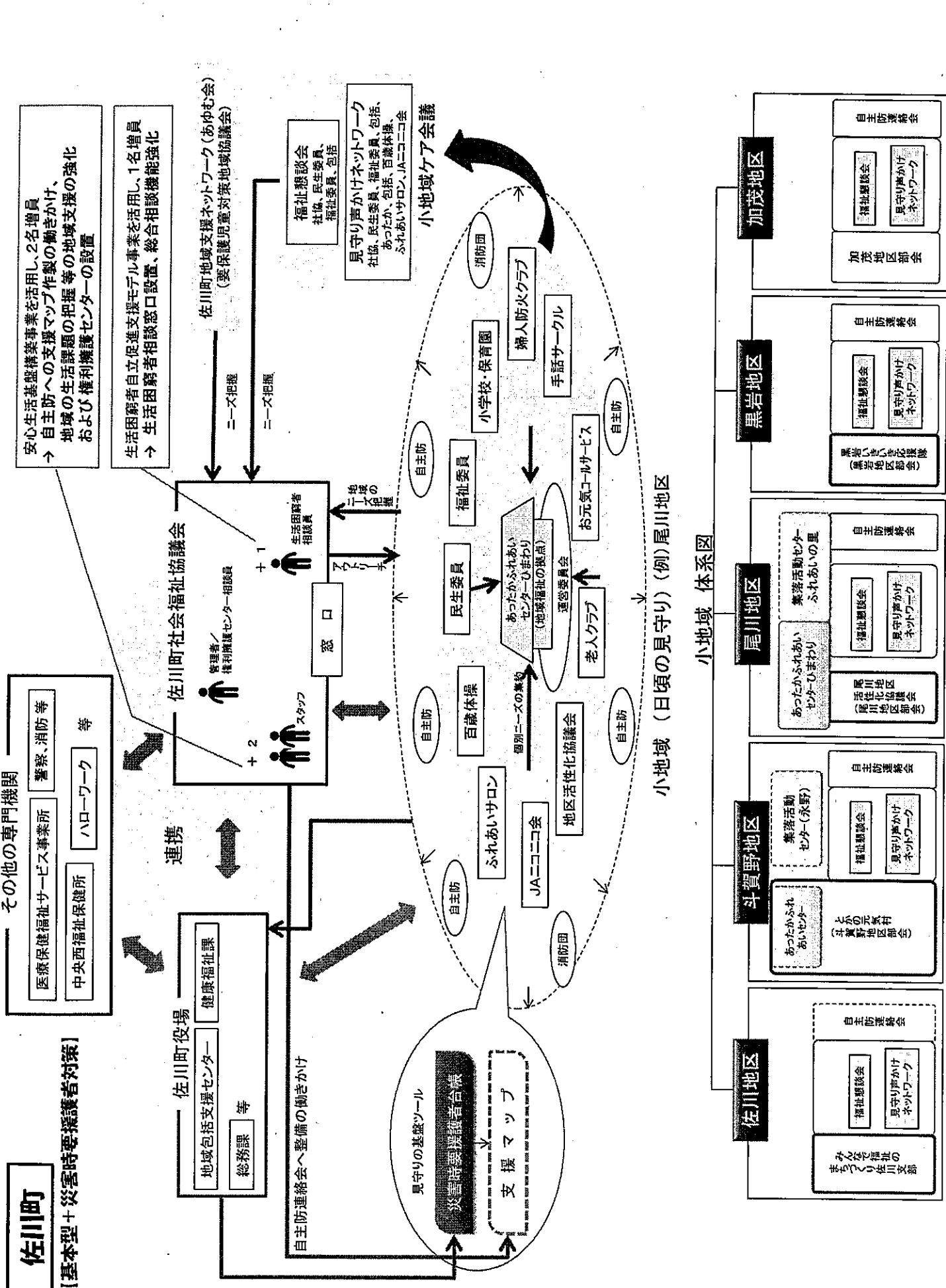
- ◆自主防災組織は、5地区のうち尾川・斗賀野地区で組織率100%。
26年度末までに、全地域で組織率100%を目指す。
- ◆5地区ごとに「自主防災組織」を立ち上げ、地区ごとに自主防災組織間の連携を強化（5地区で連絡会が発足すれば、町全体の連絡会を開催予定。）
- ◆災害時要援護者台帳の共有
- ◆行政、社協、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防団、警察署、消防署

取組

- ◆**自主防災組織の活動を抜本強化（支援マップの作成）**
 - ⇒ 既存の見守りネットワーク（福祉懇談会・民生委員児童委員・あつたかふれあいセンターなど関係機関）が連携して支援
- ◆**課題の解決力の強化**
 - ケースごとに随時開催する「個別支援検討会議」の活動強化
 - ケアマネ・保健師・地域包括支援センター・あつたかふれあいセンター・社会福祉協議会・事業所・ボランティア等
- ◆**5地区ごとに拠点の整備**
 - 「あつたかふれあいセンター」または「集落活動センター」を地域の拠点として位置づけ、未設置地区への設置を検討していく、あつたかふれあいセンターを地域の拠点として、関係者との連携により一層強化
- ◆**権利擁護センター（仮称）を設置**
 - 判断能力の低下に伴い、権利擁護を必要とする人を対象とした権利擁護センター（仮称）の設置を検討
- ◆**生活困窮者自立相談支援実施**
 - 中央西福祉保健所から、「相談自立支援事業」を委託し、町在郷に「相談自立支援事業」を配置することで、生活困窮者相談窓口を設置し、総合相談機能を強化

佐川町

[策論者要時害災十型基本]



北川村における見守りネットワーク

地域福祉政策課

ネットワーク構築の背景

小地域見守りネットワーク

- ◆ 北川村独自の取組として、平成13年度から「福祉協力員（みまわりさん）」（村内全域で56人）による見守り活動を実施
- ◆ 10地区のうち、平成24年度に加茂地区で「住民福祉懇談会」を実施して地域活動の活性化を図るとともに、「小地域ネットワーク会議」を設置し、地域見守り活動を強化
- ◆ 課題解決に向けて、行政・社協・包括支援センター等が「ネットワーク会議」を開催（月1回）
- ◆ 民生委員が70歳以上の独居高齢者の見守り台帳を作成し、訪問して更新及び新規登録 ⇒ 月1回の民生委員協議会定例会に、行政等も参加し、課題の共有

あつたかふれあいセンターの活用

サテライトを含め10地区12箇所で実施

- ◆ 過疎高齢化が進む地域の中で、サテライトの「集い」が定着し、住民同士の交流の場になるなど、大きな役割を担っている
- ◆ 訪問活動を充実したことでの、課題やニーズの把握が進んだ

災害時要援護者対策

- ◆ 災害時要援護者台帳の作成
75歳以上独居又は二人暮らし高齢者、身体・知的・精神障害者等手帳保有者、要介護3以上の認定を受けている方、難病患者等
- ◆ 行政職員や民生委員が対象者を訪問し、同意を得ている
- ◆ 災害時要援護者台帳の共有
行政・社協・民生委員・消防・警察が共有
- ◆ 個人計画の作成は、現段階では進んでいない

課題

◆高齢化が進む中、地域ボランティアの世代交代が進まない

↑若年層の地域活動への巻き込みが必要

「住民福祉懇談会」を通じて、地域福祉アクションプランの実践を進めるなかで、若者層の地域活動への参加を促すとともに、「小地域ネットワーク会議」による見守り体制の強化を図る

取組

◆ 「小地域ネットワーク会議」の取組を拡大
加茂地区でスタートした「見守りネットワーク」構築を、他の地区にも余々に拡大していく

要援護者の把握

あつたかふれあいセンター（社協）を中心に、民生委員、福祉協力員（みまわりさん）が連携して要援護者を個別訪問し、実態を把握

◆あつたかふれあいセンターを中心とした「集い」

北川村全域12ヶ所であつたかふれあいセンターを展開し、外出する機会も減ってきた高齢者等の集いの場を確保することで、健康維持につながるところともに、地域の課題に関する情報収集・意見交換を行う

◆あつたかふれあいセンター（社協）を中心に「課題解決」

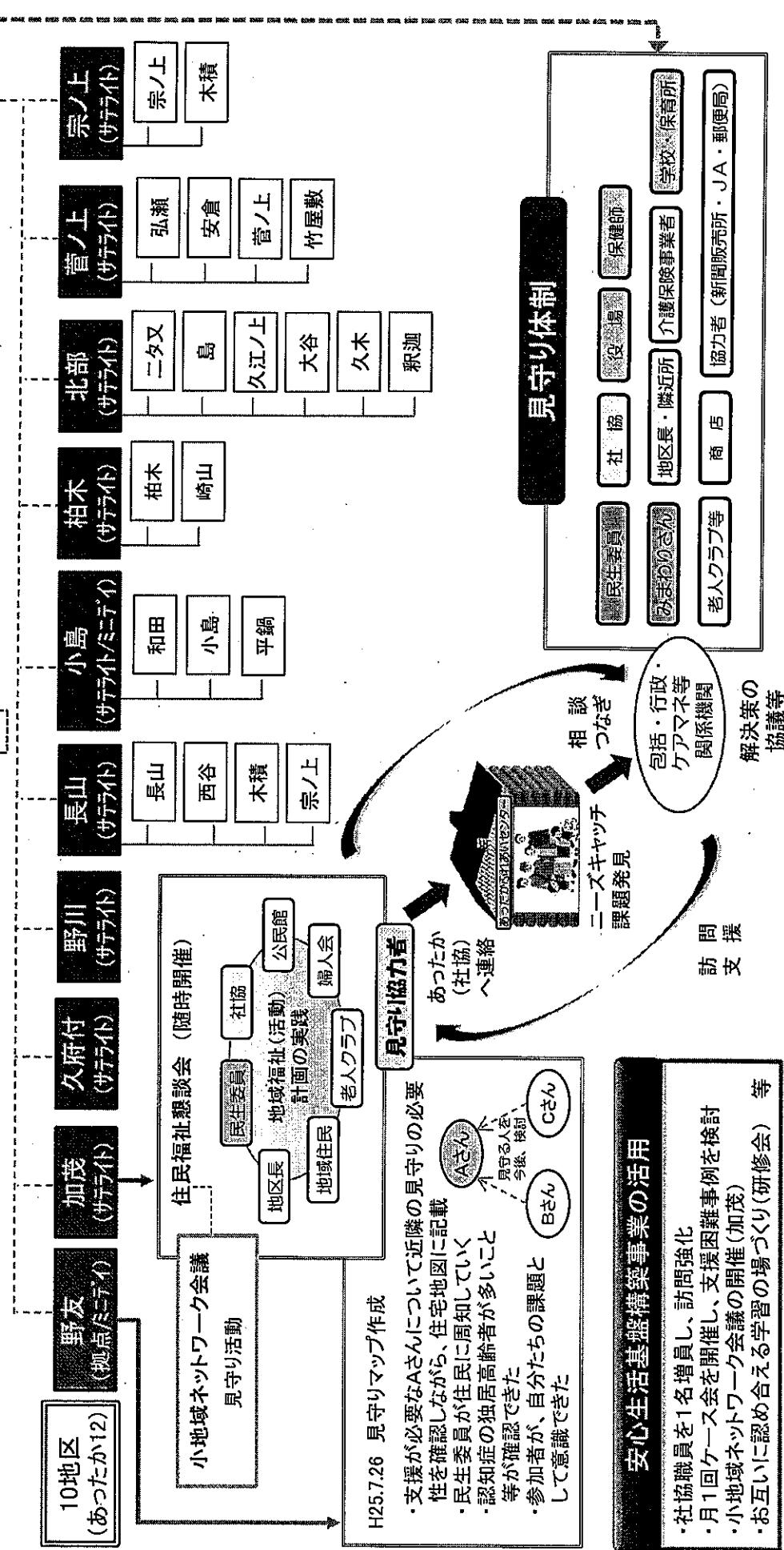
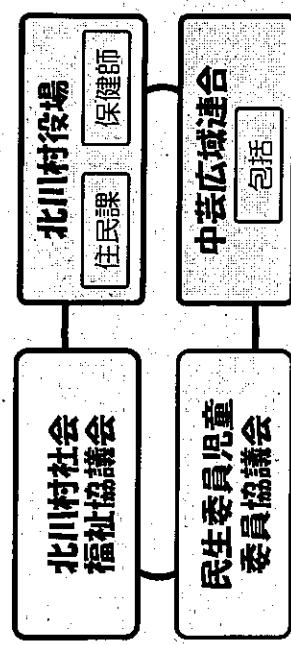
北地域包括支援センター（社協）、ケルマネシヤーなどともに、あつたかふれあいセンター（社協）が、課題解決の大きな役割を担う

◆人材育成

住民の方々に、地域活動に対して積極的に参加していただくため、福祉協力員（みまわりさん）や、地域リーダー研修会を開催

北川村

[基本型+あつたかふれあいセンター]



三原村における見守りネットワーク

地域福祉政策課

ネットワーク構築の背景

- ◆ 第2期地域福祉計画の策定
- ◆ 計画の策定時には、様々な手段でニーズの把握を行った
 - ・高齢者への訪問
 - ・座谈会の開催
 - ・アンケート調査の実施
- ◆ H24年3月地域福祉計画を策定

小地域見守りネットワークの構築

- ◆ 14の小地域を設定。地域ごとに座談会を開催。
- ◆ 見守り台帳（地域支え合い体制づくり台帳）をH24年度に作成。65歳以上の高齢者・障害者を把握し、社協、民生委員で共有。

◆ 高齢者見守り連絡会の実施
地域包括支援センター：あつたかふれあいセンター、住民課
が参加。65歳以上の高齢者をリストアップし、情報の共有、役割分担を行い、二人ひとりの対応を協議。

地域生活・福祉の拠点づくり

- ◆ あつたかふれあいセンターを設置
- ◆ 集いの開催にあわせて、布団干し・ゴミ出し等軽微な生活支援や買い物支援、配食を実施
- ◆ 14の小地域ごとにあつたかふれあいセンターをライトを開催

小地域ごとに住民とのつながり作り、住民ニーズの把握ができる体制が整っている

- ◆ 見守り支援員
- ◆ 地域住民を有資のボランティアとして登録。
- ◆ 見守りの必要な対象者を週2回程度訪問。

課題

- ◆ 提供できるサービスが少ない
- ◆ 過疎化・高齢化に伴い、地域内で課題を解決することが困難になってしまっている
- ◆ 国の助成事業（安心生活基盤構築事業）を活用し、社協・あつたかに地域福祉コーディネーターを配置

今後の取組

- ◆ 見守り台帳を活用して、全地域で個別訪問を実施
→ 地域の課題やニーズを把握
- ◆ 住民座談会を開催
→ 住民座談会で小地域ごとの支え合いマップを作成し、地域内での住民どうしの見守りに活用する
- ◆ H25年度実施予定 4地域
→ 課題の発見力の強化
- ◆ あつたかふれあいセンターの機能強化
→ 実態把握したニーズをもとに、配食・買い物・簡易な生活支援等を行う
- ◆ 地域福祉活動推進委員の配置
→ 地域福祉活動推進委員を配置し、地区ごとに地域福祉計画に沿った取組みを協議・推進する
→ 解決力の強化

三原村

【基本型 + 国補助金の活用】

安心生活基盤構築事業の活用

- * 全戸訪問による抜け漏れのない地域の実態とニーズ把握
- * 地区ごとに座談会実施、支え合いマップ作成から見守り活動（25年度4地区実施予定）
- * 地域福祉コーディネーターを配置し、把握したニーズに対応（関係機関へのつなぎ等）

◆地区的状況

- ・昔からの近所づきあいの中で個別の見守りができた
- ・困りごとを口に出しにくい、奥ゆかしい住民性
- ・高齢化が進んで地域行事ができないくなり、地域のまとまりが弱くなってきた

◆地域全体で見守るネットワークの構築が必要

◆住民参加の話し合いを実施(H24～座談会開催)

- * 地域の状況確認と見守りマップ作成
- * 地域の資源整理
 - 住民同士のつながりを再確認
 - 抜け漏れのない見守り対象者の把握
 - 地区別活動計画の策定
 - 地域福祉計画推進員を中心とした実践活動
- * 情報共有、定期的に状況確認

◆話し合いの場を継続(年1回程度)

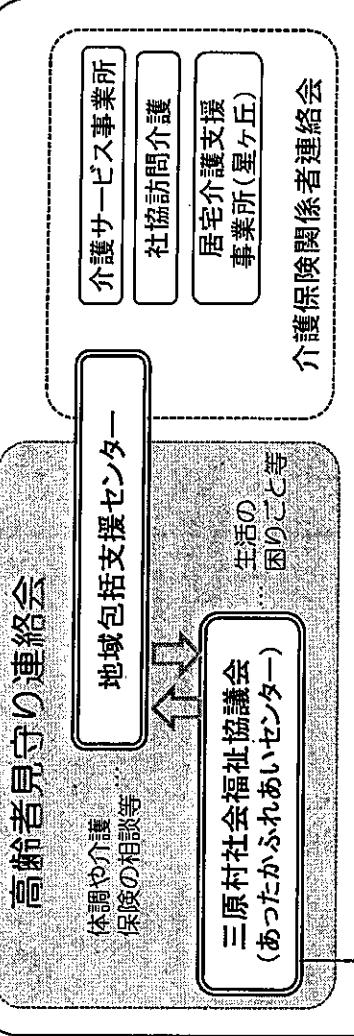
◆専門職との連携

- * 地域住民同士で解決できない課題は専門職へつなぐ
- * 把握した情報報を専門職間で協議、支援
- * 繼続的な支え合いの仕組みづくり



主に65歳以上の高齢者一人ひとりへの、
支援者間の役割分担の情報共有と、個別
の支援協議を行う。(3ヶ月に1度)

【専門職の支援】



1. 25年度座談会実施（4地区）
2. 地区ごとに支え合いの仕組みづくりを推進

14地区はあつたかサテライトと同じ単位

こうちまえ合いチャレンジプロジェクト 取組状況

【課題を早期に発見するしくみづくり】				【課題へ対応するしくみづくり】	国補助金の活用
市 町 村	小地 域 数	あつたか設置数 [集落 調査]	拠 点 サテライト	・発見された課題が解決につながることが重要 ・専門機関による連携による連携強化	生活困窮者 自立支援モデル 安心生活 基盤構築
高知市	27	255	—	・地域ケアネットワークの構築(専門機関による連携強化) ・地域福祉祉を推進する体制基盤づくり ・市社協の役割強化、市の枠割の見直し、市と市社協の連携強化	○
室戸市	5	70	—	・保健福祉祉医療関係者(年4回)「地域支え合い会議」開催 ・「おたがいさま」の意識づくり、地域活動への生民参加を促進	
安芸市	10	107	—	・5地区ごとのネットワークの確立をめざす(社協職員がコーディネーター) ・6内地区(常会員)で、「防災・福祉」に関する話し合いを進めしていく ・常会員、民生委員、主防会長、班長等(社協、行政も参加)	
東洋町	15	18	1	・10地区社協ごとに、地域福祉アクションプランの実践 ・自主防災会が住民名簿の作成、防災リーダーの委嘱	
田野町	13	16	—	・地域の見守り活動を実施 ・「ふくしまマップ」により取り組み、地域の状況を住民同士が再検証	
秦半利町	10	27	1	・町内10地区ごとの見守りネットワークづくりを進める ・今年度は、「顔ノロ」をモチル地区とい、検討会を開催していく ・地区長、自主防、老人クラブ、民生委員、住民(行政、社協、包括)	○
安田町	13	27	2	・あつたかふれあいセンター活動を中心とした地域の支え合いを支援 ・中山安全・安心部会で「地域で支えるしくみづくり」を検討	○
北川村	10	29	1	・福祉協力員(みまわりさん)による北川独自の見守り活動を実施 ・10地区的うち加茂地区で小地域ネットワーク会議を設置	○
馬路村	6	7	1	・6地区ごとに、あつたかの「集い」を中心とした課題やニーズの発見 ・生民組織(地域見守り応援隊)の結成に向けた取組を推進	○
芸西村	5	30	1	・5地区ごとに「地区懇談会」を開催(年1回) ・「防災マップ」と「ふくしまマップ」の調整など、見守り体制の見直し	○
南国市	18	151	1	・地域福祉祉アクションプランを引き受け、災害時要援護者と一体的な取組 ・あつたかふれあいセンターを通過し、潜在化する地域課題に対応	○
香南市	19	124	—	・まちづくり協議会(19地区)ごとにしくみづくりを進める ・災害時要援護者台帳(約400名)を地域と共有しており、平時と災害時の一体的な見守り体制の構築を進める	
香美市	3	137	1	・行政、包括、社協が地域住民と連携し、潜在化する地域課題に対応 ・権利擁護の問題など、先駆的な取組を実施	
中央東(7)	本山町	6	21	・あつたかふれあいセンターを通りて、訪問・相談事業を展開	
	大豊町	12	83	・6地区ごとに「見守り部会」を開催(区長、民生委員、自主防災) ・要援護者台帳と見守り台帳を一体的に作成	
	土佐町	10	46	・行政、民協、社協が台帳の更新、共有、更新に関する協定を締結 ・過疎高齢化が進み集落も点在しているため、共助力が弱まっている	
	大川村	12	17	・事業者を含め、それぞれの団体が見守り活動を実施 ・社協がネットワーク名簿を作成し、関係機関と共有	
				・テレビ電話を活用した見守りシステムの構築 ・あつたかふれあいセンターが112地区で「集い」を実施 ・気にならぬ方(情報が入らない等)に対して、社協が訪問・確認	
				・常に地域の情報を入る関係づくりが構築されている ・社協、行政、教委、診療所、学校、部落町	○

【課題を早期に発見するしくみづくり】				【課題へ対応するしくみづくり】					
市町村	小地域数	集落数 [集落調査]	設置数 規点	・民生委員、社協、民間事業者、隣近所などの見守りをネットワーク化 ・見守り対象者(要援護者)を地域全体で見守ることで、課題を早期発見	・専門機関の連携を図り、地域とともに課題の解決に取り組む ・見守された課題が解消ににつながることが重要	国補助金の活用			
土佐市	8	87	1	・8地区のうち「戸波地区」で地域見守りネットワークを構築 ・中央西福祉保健所 チャレンジプランとして支援	・行政、包括、健常福祉課が定期的に地域ケア会議を開催 ・地域の課題に対して、解決に向けた話し合いや役割分担等を行っている ・専門職のネットワーク(地域福祉推進ワーキングチーム)の構築 ・地域ケア会議の開催(行政、サー・ビス事業所、住民等) ・個別の課題について検討	生活困窮者 自立支援モデル 安心生活 基盤構築			
いの町	15	135	1	・15地区ごとに、順次「地域出番会議」を設置し、ネットワークづくりを進め ・区長、自主防災会、民間委員用による、老人クラブ、活動団体、子ども会等 ・災害時と平時の見守りのため、地域見守り合帳を作成 ・区長がサロン参加者の出欠確認を行ななど、声かけ・見守りのしくみがある	・池川地区： 関係者の連絡会を開催(年1回) ・民生委員、地域活動奉仕者、地域包括、社協	○			
中央西(6)	仁淀川町	3	146	—	・要支援者一人ひとりに対し協力員を配置 ・区長がサロン参加者の出欠確認を行ななど、声かけ・見守りのしくみがある	・池川地区： 関係者の連絡会を開催(年1回) ・個別生活支援検討会の開催	○		
佐川町	5	86	1	・要支援者にに関する支援者会である「福祉懇談会」(5地区 年1回) ・住民参加の「見守り声かけネットワーク会」を開催(5地区 年1回) ・自主防災組織の活動を支援し、見守りネットワークを一層強化(5地区)	・5地区ごとに、地域の活動拠点の設置を検討 ・権利擁護センター(仮称)の設置を検討	○			
越知町	5	57	1	・今年度は「野老山地区」で地域見守りネットワークの構築に取り組む ・「野老山おとな学校」など、地域活動を活かして見守り体制を強化 ・災害時要支援者台帳などの情報を、行政と地域が有効に活用	・行政、社協、あつたかふれあいセンター等が連携 ・野老山地区で公民が連携した仕組みづくりに取り組む	○			
日高村	5	45	1	・村内全域で「小地域ネットワーク会懇談」の開催(5地区 年2回) ・地域マップ(20)を基に、要支援者の見守り状況等を確認	・ネットワーク支援者会の開催(1~2ヶ月に1回) ・社協、あつたかふれあい職員、健常福祉課、包括、民生委員 等 ・課題への対応方針、役割分担、結果の確認等を行う	○			
須崎市	8	103	1	・8地区ごとに、地区社協の構成団体を中心としたネットワークづくり ・生活性支援モニターリングを実施していく ・災害時要支援者自立促進支援モニターリングも8地区単位で進めいく	・地域福祉計画(仮称)の設置など、8地区社協が連携した体制づくり ・地区社会福祉会長(仮称)の設置など、地区社協が連携して、生活困窮者等の課題解決に取り組む	○			
中土佐町	4	42	3	・4地区のうち「上ノ加江地区」で、マップづくりをはじめ仕組みづくりに取り組む ・防災と日頃の見守りの視点で、住民が主体となつた話し合いを維持	・地域課題を共有 解決するための協議 ・行政、社協、包括、民生委員、住民、ボランティア ・地域福祉計画推進会議を設置し、PDCAサイクルを実施	○			
四万十町	12	145	2	・行政、社協が生活支援センターを養成(5小学校区、約150人) ・社協が生活支援センターを運営、消防、警察、民間委員、区長が共有	・行政や社協が把握した要支援者情報と民生委員の持つ情報を一体化 ・行政、社協、包括、あつたかふれあいセンターが連携し課題解決に取り組む	○			
須崎(5)	津野町	10	71	1	・社協を中心に、防災と日頃の見守り体制を構築 ・五目マップ、安心・全見守り台帳、福音ハートカード、お守りカード	・安心・安全ネットワーク会議の開催 ・「見守り台帳」を包括、社協、警察、日赤奉仕団、社協、行政、包括 等 ・全地区で「福祉委員・民生児童委員連絡会」の開催	○		
横原町	6	53	—	・「見守り台帳」を包括、社協、警察、日赤奉仕団、社協、行政、包括 等 ・「ゆすばらの地域福祉を考える会」の報告書に基づき、地域活動を推進	・保健・医療・福祉ネットワーク会議の構築 ・社協を法人化し、地域福祉のコードネイテ機能を抜本強化	○			
四万十市	13	129	3	・地区で発見された課題を社協に反映 ・「津原ならではの地域福祉の組織的証明書(社協の法人化)	・専門機関が地区の「健常福祉委員会」と連携し、課題に対応 ・(西土佐地域)あつたかふれあいセンターを中心に小地域ケア会議開催 ・民生委員、地区長、健康福祉委員、あつたかふれあいセンターが連携等 ・課題解決に向けて専門職の連携会議の開催 ・社協、あつたかふれあいセンターが連携して、専門職が連携等	○			
宿毛市	7	101	2	・7地区ごとに座谈会を開催し、見守りネットワークづくりを話し合う	・医療ネットワーク会議: 医師、ケアマネ、ヘルパー、行政等の勉強会 ・情報共有会議: 行政、社協、警察、日赤奉仕団、社協 等が解説方法等の検討 ・地域ケア会議: 個別ケースに応じて専門職が検討	○			
土佐清水市	66	54	1	・社協が66地区にきめ細かく入り集い、健康づくりなど住民活動を支援	・市、社協、包括、あつたかふれあい地区の課題を定期的な協議の題材を設置 ・社協が窓口となり、地区の課題を把握し、関係機関と連携を検討	○			
大月町	35	37	1	・生活困窮者自立促進モニタリ事業を実施し、早期発見の仕組みづくり	・各地区ごとにサロンを実施するなど、地区活動が活発 ・35地区ごとに住民座談会を開催し、改めて地域の実情を再確認 ・民協の見守り台帳と災害時要支援者台帳の共用化	○			
黒潮町	7	68	2	・地区ごとに座谈会を開催し、地域交流とネットワーク構築を協議 ・商工会・郵便局との連携や、見守りネットワーク(配食サービス)の実施	・あつたかふれあいセンターが生活支援等を実施 ・専門職同士や行政との連携を強化 ・災害時要支援者対策を日頃の見守りヒーメンに取組む	○			
三原村	14	13	1	・地区ごとに座谈会を開催するなど、住民の一層の参加を促す ・安心生活基盤事業を活用し、地域福祉コーディネーターが地域にきめ細かく入り、課題を把握	・社協を中心とした各地区の見守りヒーメン 加入し、官民一体で課題解決に取り組む ・マップづくりなど地元の課題を見える化し、解決に結び付ける	○			

福祉避難所の追加指定及び物資・器材の整備方針・計画について（案）

1. 現状と課題

2. 課題解決に向けた取組等（福祉避難所指定促進等事業費補助金）



福祉避難所における災害時要援護者への対応(過不足の見込み)

保健医療圏 (福祉保健所)	要介護3, 4, 5の障害者手帳交付者の推計在宅者数 (A)	在宅者の推計在宅者数 (B)	要援護者の推計 (身体・療育・精神) (C=A+B)	在宅の災害時収容者の人数 (D)	避難可能な人數 (D)	過不足人の数 (D-C)	比率 (D/C)
安芸保健医療圏(〃)	835		1,949	2,784		240	▲ 2,544 8.6%
中央保健医療圏	5,953		13,579	19,532		3,842	▲ 15,690 19.7%
中央東福祉保健所	1,407		3,125	4,532		1,307	▲ 3,225 28.8%
高知市保健所	3,386		7,834	11,220		2,186	▲ 9,034 19.5%
中央西福祉保健所	1,160		2,620	3,780		349	▲ 3,431 9.2%
高幡保健医療圏 (須崎福祉保健所)	872		1,795	2,667		446	▲ 2,221 16.7%
幡多保健医療圏(〃)	1,042		2,377	3,419		434	▲ 2,985 12.7%
計		8,702	19,700	28,402		4,962	▲ 23,440 17.5%

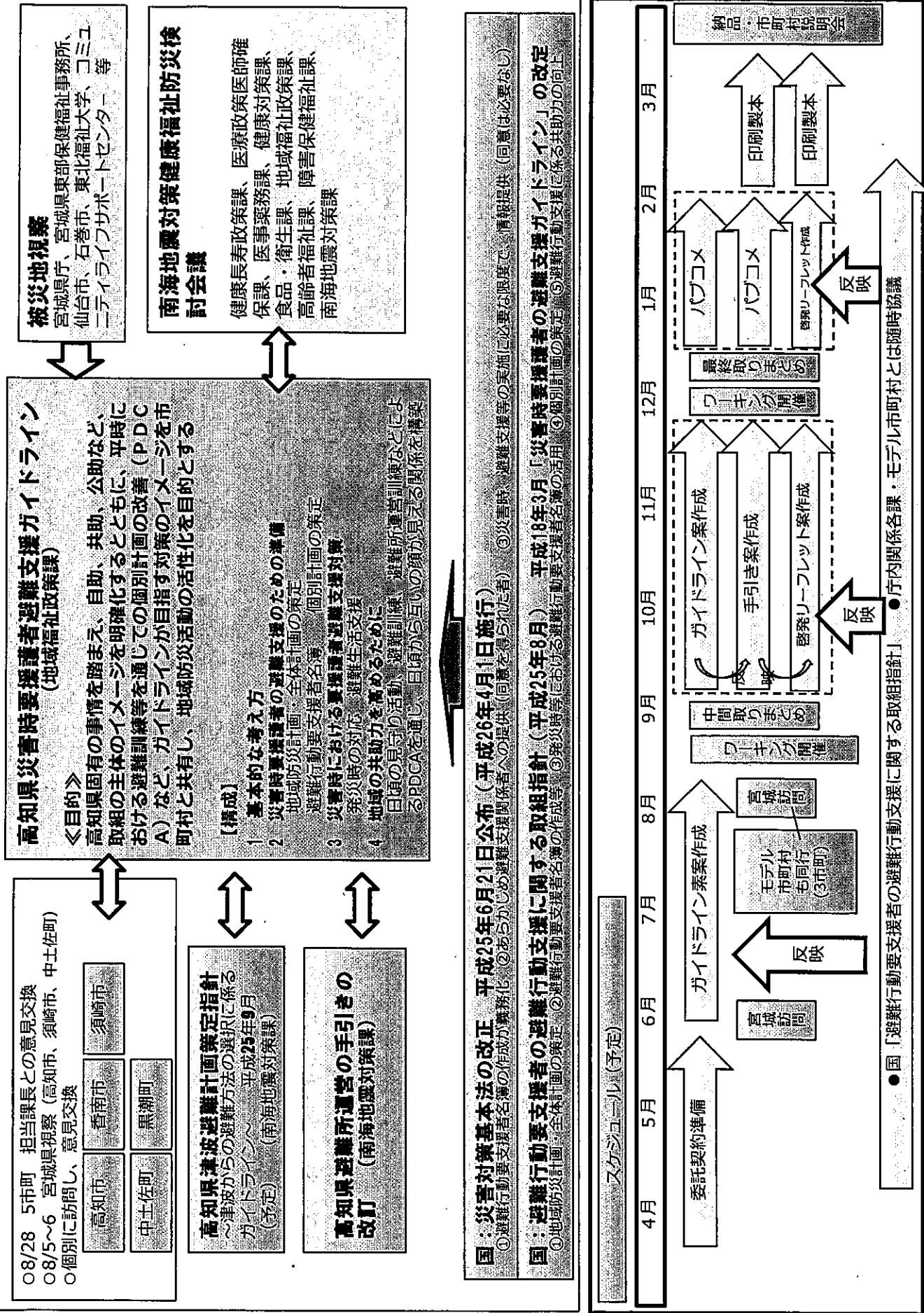
※(A)及び(B)はH25.3月末の推計による。

※(C)はH25.6月末の指定の状況による。

改正災害対策基本法等の施行に向けたスケジュール

平成25年							平成26年				
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～
・6月21日 公布日施行分の 都道府県向け説 明会 (改正災対基本法 等)	・7月26日 都道府県向け説 明会 (改正災対基本法 等)	・8月23日 市町村向け説明 会 (改正災対基本法 等)		10月1日 6か月以内の施行 予定分(安否情報 の提供、被災者 台帳の作成など)						4月1日 4月1日以内の施行予 定分(避難者名簿の作 成など)	
全体スケジュール (避難行動要支 援者名簿の作成等)				○「避難行動要支 援者に向けた取 組指針」の公表 ○「避難所における 良好な生活環 境の確保に向け た取組指針」の公 表	○「都道府県向け 説明会 (災害時要保護者 名簿、指定避難 所の指定、避難 行動要支援者に 向けての取組指針 等)		地域防災計画の修正			改正法に基づく 名簿の作成・活用	

ガイドライン策定の体制・体系図



1 法改正・国のガイドラインの見直しを反映

- ①地域防災計画の下位計画として「全体計画」を策定：
- ②避難行動要支援者に係る重要な事項を「地域防災計画」に定め、細目的な部分を「全体計画」で策定
- ③必要な対象者を絞り込み、更新と情報の共有を行ふとともに、事前の名簿情報を支援関係者に提供
- ④津波浸水域での高知県版「個人計画モデルプラン」を提示：
- ⑤訓練の定着：名簿情報に基づき、市町村や支援者が中心となって、避難行動要支援者と協議したうえで、具体的な避難方法等「個別計画」を策定

2 新想定を受けての視点

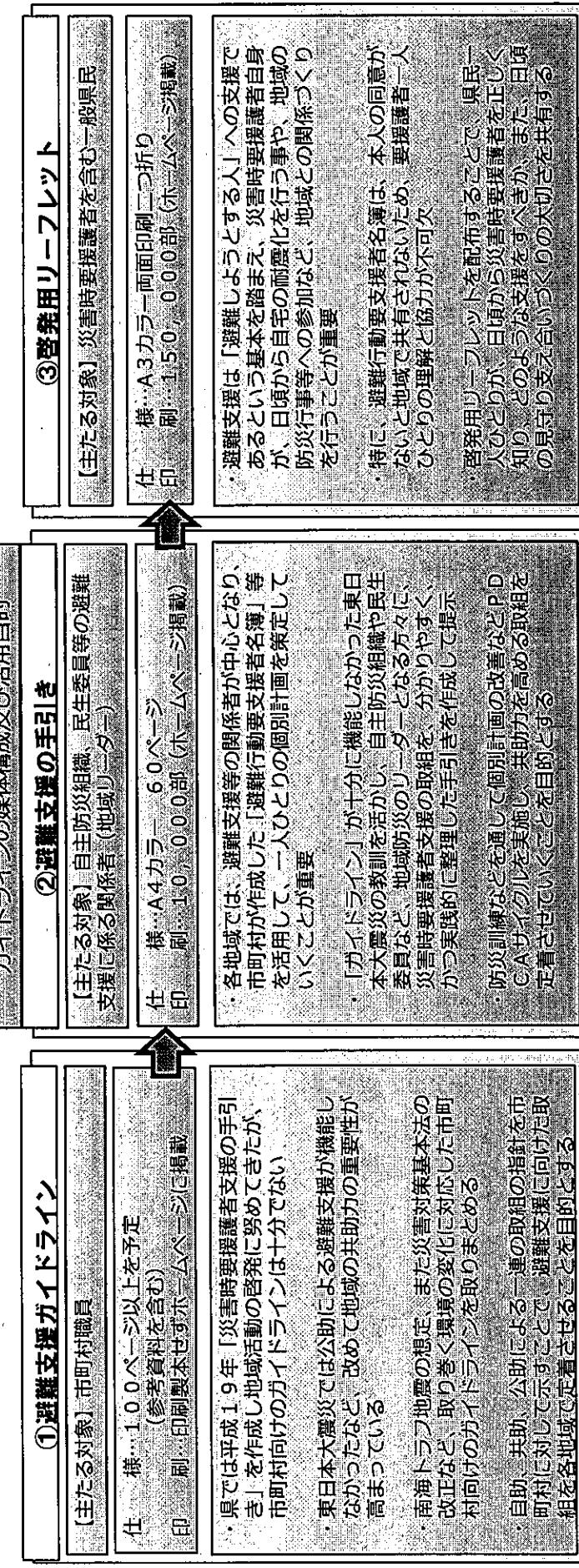
- ①個別計画と地域津波避難計画の整合性：津波浸水域では「津波からの避難方法の選択に係るガイドライン」に示された手順と併せて実施することを明記
- ②津波浸水域での高知県版「個人計画モデルプラン」を提示：
- ③訓練の定着：個別計画に基づいた避難訓練などP D C Aサイクルを地域全体でつづいたルールを地域全体で合意することの重要性を示す

3 市町村からの要請・意見の反映

- ①地域で定めた避難ルールによる迅速な避難行動：
- ②日頃の見守りと一体的な取組：民生委員等の個別訪問等で、避難行動要支援者から日頃の見守りにも活用することも併せて同意を得ることを促す
- ③津波浸水域に居住しない選択肢もあり得ることを示す：津波浸水域への移転は、津波による被害を事前に回避することを目的とする

東日本大震災の反省として、「マニュアル」「ガイドライン」「ガイドライン」が機能しなかつたことが挙げられるため、今回の見直しは以下の観点で取り組む

- ①優先順位：重点的にやるべきこと、すぐにせねばならないこととに重きを置いた内容とする
- ②主体の明確化：誰がやるのか、自助、公助、共助、公助を含めて、5W1Hを明確にしていく
- ③対策のゴール：ガイドラインに基づき市町村がマニュアルを作成し、実際の地図活動（訓練等）につなげ、P D C Aサイクルに入ることを目的とする



高知県災害時要援護者避難支援ガイドラインのパージョンアップのポイント

- 8/28 5市町とのワーキングを開催 → 以下の項目に対して意見交換
- 全体計画
 - 避難行動要支援者名簿
 - 個別計画の策定
 - 発災時の対応
 - 避難生活の支援(避難所運営の手引きに反映)
 - 福祉避難所の整備促進
 - 発災後の個人情報の活用について

POINT① 全体計画 素案 P19~

- H24年度末までに全市町村で策定済みであり、改訂の観点を盛り込む
- 地域防災計画の下位計画として全体計画を定めることを明記(P.7)
- 定めるべき事項について例示

 - 国のモデル事例に加え、高知県としては、自助、共助、公助の役割一分担を明確に定めることを推奨
 - 対象者の基準の再検討を協調
 - 災害対策基本法の改正により「避難行動要支援者名簿」の作成の義務化による対象者の基準の再検討が必要であることを強調する(様式1)

●避難支援者の生命・安全の確保

東日本大震災において犠牲となつた避難支援者(消防団・民生委員等)の事例を示し、避難支援者の安全確保も重要な視点であることを指摘する

●要援護者の命定作業への参画

策定にあたつては、地域住民等の日常生活から避難行動支援者と関わる日々の事例を示し、避難支援者の多様な主体や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を足すことを推奨する。

POINT② 避難行動要支援者名簿 素案 P23~

- 既存の「災害時要援護者台帳」の整備状況に合わせて活用できる、標準的な名簿作成手順を示す
- 要配慮者情報の収集
- 法改正により、個人情報の目的外利用が容易になつたことから、要介護情報や障害者手帳情報等の活用が促進されるよう促す
- 要配慮者情報のスクリーニング～避難行動要支援者名簿の作成～
- 民生委員等の協力を得て、真に避難行動支援が必要な対象者の絞り込みを行う

●平時の外部提供の本人同意取得

平時から地域の支援者に提供することの同意を得る。なお、その際に、提供の相手方や日頃からの見守りに活用することについても併せて伺うことを示す(高知見版の様式2)

●漁水域での個別計画の策定

漁水域の個別計画は、国のモデルプランに開拓らず、南海地震とそれ以外の災害で区別する「高知見版王道プラン(様式4)」を提示する。

●訓練の定着

個別計画に基づいた避難訓練など、PDCAサイクルを定着させること。また、地域でつくったルーティンを地元で合意するとの重要性を示す。

POINT③ 個別計画 素案 P10~

- 個別計画の策定
- 個別計画は、更新活用を考えると基本的には行政ではなく、要援護者や家族も参加したうえで「地域で実足するところが望ましいことを示す。
- 市町村の役割
- 市町村は、地域活動が活性化するための「一元化ネットワーク」をつくり、それを示す。地域での個別計画の策定状況や、計画の内容を市町村が把握していくことが重要。
- 南海トラフ巨大地震の漁水域
- 津波浸水域における個別計画の策定と密接に関係するところから、「津波からの避難方法の選択」に係る力口と併せて示さなければ策定と明記(様式3)
- 避難支援者の役割を明確化
- 避難行動支援者、避難準備支援者、などに区分して実施する。
- 市町村と地域との連携
- 市町村は、個別計画に基づいた避難訓練の結果として必要と認められるところのニーズをくみ上げては、どこを見どもして積極的に支援する場合と、見どもしない選択肢もあり得ること。

高知県災害時要援護者避難支援ガイドラインのポイント

POINT④ 災災時の対応 委案 P42~

POINT⑤ 避難生活支援 委案 P47~

※具体的には、「避難所運営の手引き」に記載していく

●避難場所による支援

予め定めた避難行動支援者が到達できない地域で定めた避難ルートを示す。近所同士が声掛け、避難を行なうなど、その状況下で可能な範囲で避難行動を行うことを促す

●災害の避難の考え方を整理

自らと家族の生命を守ることの大前提であることを明記する

●防災対策は自助が基本

防災対策は自助が基本であり、避難支援は避難しようとする人を支援するものであることを明記
→ 要援護者本人の取組が重要

避難行動要支援者名簿への情報的な登録や、自宅の耐震化等、要援護者として自身が、平時から必要な行動をどのように促す

POINT⑥ 福祉避難所の整備促進 委案 P56~

●福祉避難所の指定促進

福祉避難所に含め、指定可能施設の握り起こしを含め、最低限必要となる物資と共に、必要な避難所の確保に向けて、指定期間を最優先とすることが必要であることを示す

●福祉避難所の運営ルール

東日本大震災では、先に避難した方が優先され、真に福祉が支援が必要な方が対応されなかつた事例もあるため、福祉避難所の入所、退所基準を適切に設定することの重要性を示す

●避難場所による課題整理と避難場所間の人・物・情報の流れのルール化

それぞれの避難場所における、人・物・情報の流れのルールを示すとともに、調整しておくことが肝要であることを示す

●福祉的トリアージの重要性

医療や介護といった専門性が高い支援につなげる優先順位の高い避難者により適切な施設に移送するための「福祉的トリアージ」の重要性を示し、地域防災計画への明記を促すなど、しっかりと位置付けることの重要性を示す

POINT⑦ 災災時の個人情報の活用について 委案 P11~

●個人情報の活用基準

災害対策基本法の改正では、発災後には本人同意なしで個人情報を外部に提供できることとされたが、また是次の目的などについて予め基準を整理しておき、必要であれば条例上の整理を行つ事や、報保連携条例との協定を行つることも推奨する

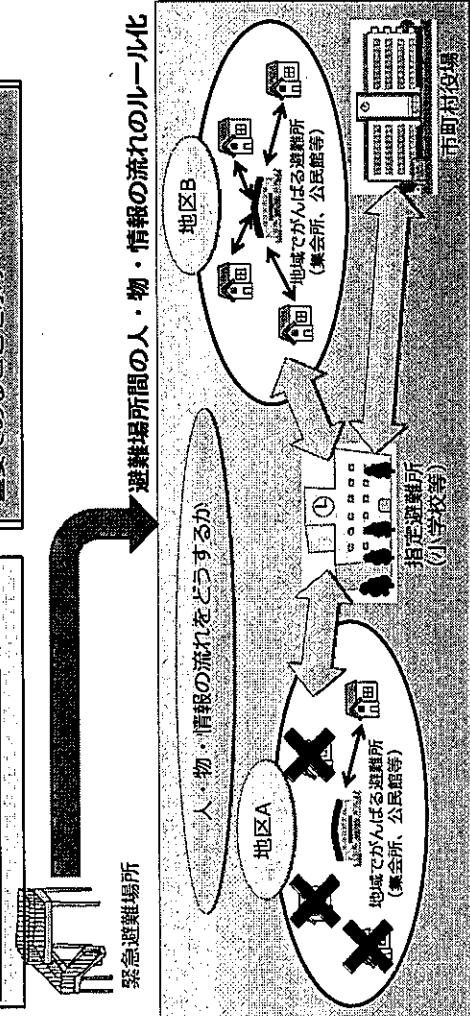
各市町村の各地域において、
◆日頃の見守り活動
◆地域での催し
◆避難訓練
◆避難所運営訓練
などによるPDCAを通じ、
日頃から互いの顔の見える
関係を構築

ガイドラインの目次

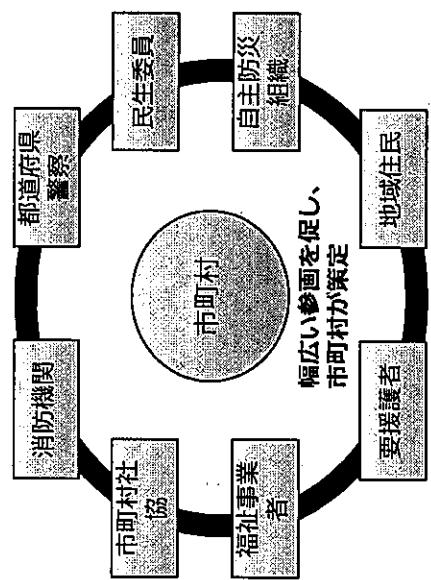
地域の共助力の向上に向
けた取組の定着（第4部）

ガイドラインの目次

公は地域の取組が定着する
ための後押しやサポートと
避難施設の早急な確保を進
める

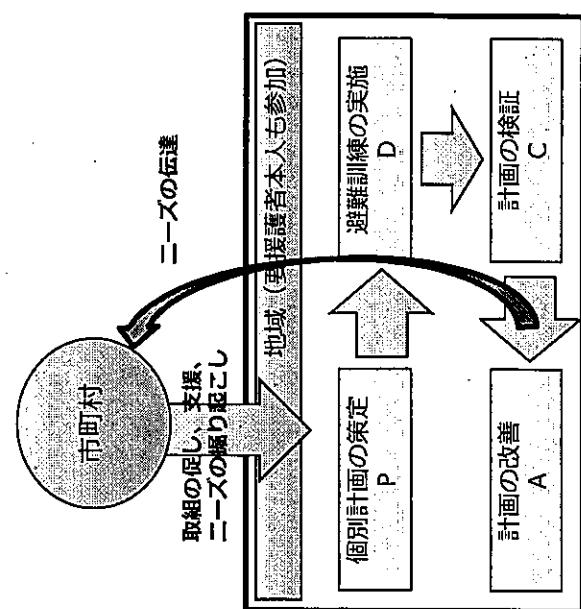


全体計画(地域防災計画の下位計画)の策定主体等

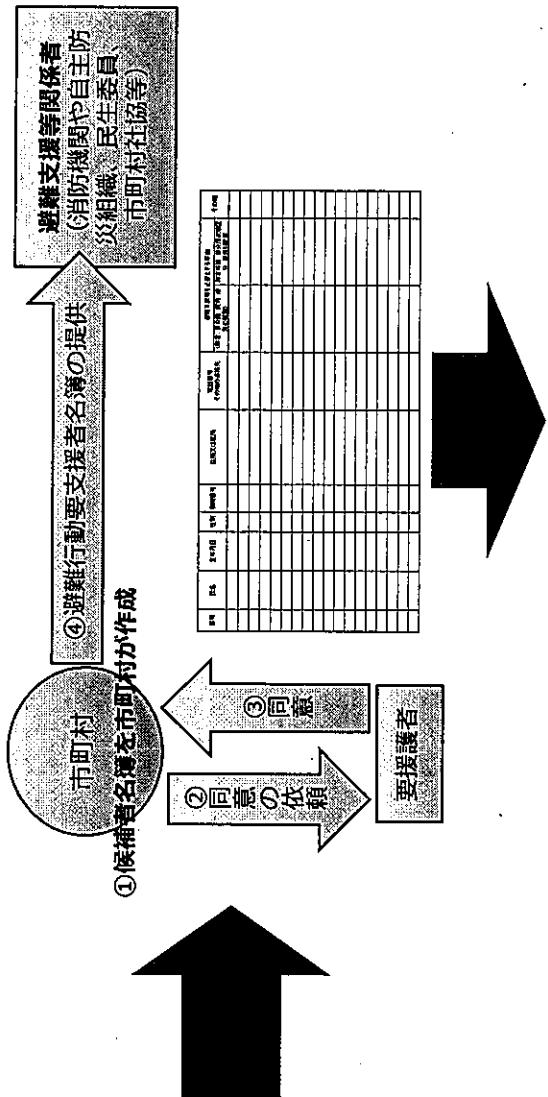


幅広い参画を促し、
市町村が策定

P DCAを通じた地域の共助力を高める
取組の走査



避難行動要支援者名簿の作成主体等



固定計画の策定

